

1. 電気料金メニュー

小田原ガスさすてな電気料金表（東京電力エナジーパートナー スタンドS/Lに相当）

A契約タイプ

▶対象契約電流（A：アンペア）

10A

15A

20A

30A

40A

50A

60A

単位

料金（税込）

基本料金（1か月あたり）

契約電流

10A

1契約

295.24円

15A

"

442.86円

20A

"

590.48円

30A

"

885.72円

40A

"

1,180.96円

50A

"

1,476.20円

60A

"

1,771.44円

電力量料金

第1段階料金

120kWhまで

1kWh

30.00円

第2段階料金

120kWhを超え300kWhまで

"

36.60円

第3段階料金

300kWhを超えたもの

"

40.69円

最低月額料金

1契約

321.42円

kVA契約タイプ

▶対象契約容量（kVA：キロボルトアンペア）

6kVA以上 原則50kVA未満

単位

料金（税込）

基本料金（1か月あたり）

1kVA

295.24円

電力量料金

第1段階料金

120kWhまで

1kWh

30.00円

第2段階料金

120kWhを超え300kWhまで

"

36.60円

第3段階料金

300kWhを超えたもの

"

40.69円

2. 料金計算方法

- 電気料金は、契約容量等に応じた基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものになります。
- 電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。
- まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
- 「小田原ガスさすてな電気・A契約タイプ」において基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1か月の料金は最低月額料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計になります。

【小田原ガスさすてな電気】

$$\text{電気料金} = \left(\text{基本料金} + \left(\text{電力量料金} + \text{燃料費調整額} \right) \right) + \left(\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \right)$$

電力量料金単価×使用量±燃料費調整単価×使用量

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

3. 燃料費調整制度について

電気料金には、燃料価格の変動分を月々の電気料金に反映させる燃料費調整額が含まれており(燃料費調整制度といいます)、使用電力量に燃料費調整単価*1を乗じて算定します。燃料費調整単価は、貿易統計における原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格から算出される3か月間の平均燃料価格*2にもとづき算定し、2か月後の電気料金(需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、1か月後の電気料金)に適用します。なお、燃料費調整の上限は設けておりません。

また、各月に適用する燃料費調整単価および原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格については、当社のホームページよりご確認ください。

<燃料費調整単価の適用>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		平均燃料価格				HP公表 2か月後	8月分 電気料金				

<燃料費調整単価の適用(需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合)>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		平均燃料価格				HP公表 1か月後	7月分 電気料金				

*1 燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合…燃料費調整単価 = (86,100 円 - 平均燃料価格) × (基準単価0.183 円 ÷ 1,000)

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合…燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 86,100 円) × (基準単価0.183 円 ÷ 1,000)

*2 平均燃料価格：平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき計算された値とし、当社はこれに上限を設けておりません。

[平均燃料価格 = A × 0.0048 + B × 0.3827 + C × 0.6584]

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

4. 小田原ガスさすてな電気の電源構成について

●小田原ガスさすてな電気・A契約タイプおよび小田原ガスさすてな電気・kVA契約タイプは、当社が取次契約を締結する小売電気事業者(以下「本小売電気事業者」といいます。)がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書100%を利用し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)をゼロとするプランです。

●小田原ガスさすてな電気における電源構成および非化石証書の使用状況の計画値は、当社HP(<https://www.odawaragas.co.jp/o-power/sustainable/>)をご確認ください。

●小田原ガスさすてな電気における電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)の実績値は、最新の実績値が確定後当社HP(<https://www.odawaragas.co.jp/o-power/sustainable/>)にてお知らせします。

●本小売電気事業者がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。ただし、お客さまの電力使用量が本小売電気事業者の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で本小売電気事業者がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)がゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、本小売電気事業者および当社は賠償の責を負いません。

◆電気のご相談はお気軽にお問合せください

(受付時間：9：00～17：30)

小田原ガス株式会社



0465-34-6101

※小田原ガスは東京ガス株式会社の取次店として電気を販売致します。(小売電気事業者：東京ガス(株)/登録番号A0064)

※各種定義書等、詳細は当社ホームページ(<https://www.odawaragas.co.jp/o-power/>)をご確認いただくか、小田原ガスまでお問合せください。